

日行連発第165号  
令和2年5月21日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた  
工事及び業務の対応の延長について（周知）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について（周知）」（令和2年4月30日付・日行連発第96号）にてお知らせしたところですが、今般、国土交通省より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき期間が令和2年5月31日まで継続されたことを踏まえ、施行中の工事について別途のとおり地方公共団体及び建設業団体等あてに通知したとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【別添】

- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応の延長について（令和2年5月4日・国土交通省）

【参考】国土交通省新型コロナウイルス感染症対策ページ（建設業）

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000181.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html)

以上